

協会けんぽ Times

職場の皆様で回覧をお願いします



接骨院・整骨院のかかり方

接骨院・整骨院での柔道整復師による治療には、
健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性の骨折・脱臼・打撲及び捻挫
※骨折、脱臼は応急処置を除き、医師の同意を得ることが
必要です。

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。
負傷の原因が明らかではない場合は健康保険の対象とはならない場合があります。

2 療養費支給申請書の記載内容をよく確認しましょう

柔道整復師による施術（治療）を受けた際の費用について、健康保険への請求を柔道整復師へ
委任する場合、療養費支給申請書の委任欄への署名が必要です。
署名する際には、申請書に記載された負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認しましょう。

3 領収書をもらいましょう

柔道整復師は施術（治療）を行った場合、領収書の発行が義務付けられています。
領収書は必ず受取り、金額を確認したうえで大切に保管してください。

健康保険の対象とならない場合

- ・単なる肩こり、肉体疲労
- ・神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- ・仕事中のケガ
- ・病院や診療所などで同じ負傷等の治療を受けているとき



千代田・新宿・品川年金事務所内協会けんぽ窓口の閉鎖について

千代田・新宿・品川の各年金事務所に設置する協会けんぽ窓口は、お客様の利用状況を
踏まえ、令和3年9月（予定）に閉鎖させていただくこととなりました。ご利用のご加入者
様にはご不便をおかけいたしますが、各種お手続きには郵送をご利用くださいますよう
お願いいたします。

※年金事務所の終了ではありません。



医療機関の適正受診を心がけましょう

適正受診の 5つの ポイント

1  **かかりつけの医師を持ち、
気になることがあったら、
まずは相談しましょう。**

2 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、**平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。**



3 **薬が余っているときは、
医師や薬剤師に相談し
ましょう。**



4 **ジェネリック医薬品は、
先発医薬品と同等の効能
効果を持ち、
費用もおおむね
安くすみます。**



5 **同じ病気で複数の医療機関を受診
することは控えましょう。重複する
検査や投薬により、
かえって体に負担
をかける恐れがあ
ります。**



医療機関の検索に役立つ外部サイトのご案内

各都道府県では、医療機関に関する情報をわかりやすく提供するサイトが作成されています▶



子どもの症状で迷ったら…

こどもの救急 検索

▲夜間や休日などの診療時間外に医療機関を受診するかどうかの判断の目安を確認できます。

こども医療でんわ相談 ☎「#8000」

▲受付時間は都道府県ごとに異なります。厚生労働省のホームページでご確認ください。

身近な地域の医療体制を維持するためにも、引き続き医療機関の適正な受診にご理解・ご協力をお願いします。

令和3年度 被扶養者資格の再確認について

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。今年度も、健康保険の被扶養者となっている方の状況を確認させていただきます。

※健康保険法施行規則第50条に基づいた実施です。

マイナンバーの活用について

今年度の被扶養者資格再確認では、マイナンバーを活用し、協会で被扶養者の収入等の確認を実施する予定です。今年度のスケジュールが決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。



令和2年度実績（協会けんぽ全体 令和3年3月末時点）

被扶養者削除人数：約6.8万人 前期高齢者納付金の負担軽減額：約1億円（推計）

加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いします。

